

保 福 第 2 3 9 号  
令和元年6月24日  
(保健医療福祉課扱い)

関係団体・関係機関の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部長



令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る事業の提案について（依頼）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。標記基金事業については、医療介護総合確保促進法により、県が地域の実情に応じて作成した計画（都道府県計画）に基づき、事業を実施することとされているところ です。

については、令和2年度に基金を活用して新規に取り組む事業がある場合には、事前に本県の事業所管課（室）と調整の上、下記により調査票を提出してください。

また、本基金を活用して取り組む事業については、国との協議を経る必要があることや、予算の範囲内で実施することから、御提案の内容が採択されない場合もありますのであらかじめ御了承願います。

#### 記

- 1 提出書類 別紙1-1「令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）調査票」
- 2 提出方法 メール又は郵送
- 3 提出期限 令和元年7月29日（月）  
※ 令和元年7月10日（水）までに新規事業に係る県の事業所管課（室）に連絡し、事業内容について協議の上、調査票を作成し、事業所管課（室）に提出してください。  
※ 期限までに提出がない場合には、提案がなかったものとして扱います。
- 4 留意事項
  - (1) 地域医療介護総合確保基金は、地域医療構想を推進するための事業に充当するものであり、県では令和2年度の同基金の事業別の取組方針を定めました。については、別紙2「令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る取組方針」に沿った事業を提案してください。  
なお、医療に関する事業については、原則として、別紙3「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」に掲載されている事業が対象となります。  
ただし、地域の医療課題の解決に関連しない個別の医療機関等のための事業は対象となりませんので申し添えます。

- (2) 国は交付金の配分に関して、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」に多くを充てることとしており、「居宅等における医療の提供に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」については、国の配分によっては実施できない場合もあります。
- (3) 事業を提案される場合には、地域における医療課題、事業実施による課題解決の経過、事業の効果を測定する客観的な指標（アウトカム指標、アウトプット指標）を必ず記入してください。  
また、地域における医療課題については、県保健医療計画及び県地域医療構想の該当箇所についてもわかる範囲で記入してください。
- (4) 事業期間については、原則として令和2年4月から令和3年3月までに実施する事業を対象としますが、事業の内容によっては、実施期間が複数年にまたがることも可能です。その場合の事業の実施期間は、最長で令和5年3月までとなります。（複数年度にまたがる事業としては、施設整備事業等が想定されます。）
- (5) 同一の団体から複数の事業を提案する場合には団体内における優先順位を必ず設定してください。
- (6) 診療報酬や他の補助金等で措置されている事業及び既の実施している事業の単なる財源の付け替えは対象外です。
- (7) 補助率については、原則1/2以内です。
- (8) 地域医療介護総合確保基金に関する国からの通知等については、県ホームページの以下URLに掲載していますので参考にしてください。  
「ホーム」－「健康・福祉」－「健康・医療」－「保健福祉行政の概要」－「医療介護総合確保促進法に関すること」  
(URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/gaiyo/iryo-kaigo-sougoukakuho.html>)
- (9) 地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用する予定の令和元年度の事業は別紙4のとおりです。
- (10) 本調査内容について別途説明を希望される場合、提案される事業の所管課（室）が不明の場合には、下記連絡先までお電話ください。  
また、別紙1-1の電子データ(Excel形式)を希望される団体は、下記メールアドレスまでご連絡ください。

連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課 医療政策係  
担当：富満  
電話：099-286-2738  
E-Mail：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

## 令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）調査票

|  |                       |   |       |                      |      |       |        |
|--|-----------------------|---|-------|----------------------|------|-------|--------|
| 団体名  |                       | 担当部署名   |       | 担当者名                 |      | 電話    |        |
| 事業名  |                       |   |       |                      |      |       |        |
| 事業区分   | 区分1                   | 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業<br>2 居宅等における医療の提供に関する事業<br>3 医療従事者の確保に関する事業 |       |                      |      |       |        |
|  | 区分2                   |   |       |                      |      |       |        |
| 事業主体:  |                       |   |       | ※該当するものに○            |      |       |        |
| (事業要望団体: <input type="checkbox"/> 県医師会 <input type="checkbox"/> 県歯科医師会 <input type="checkbox"/> 県薬剤師会 <input type="checkbox"/> 県看護協会 <input type="checkbox"/> その他) |                       |   |       | (事業主体の立場)            |      | 補助・委託 |        |
| 事業期間   |                       |   |       | 令和2年 月 日から平成 年 月 日まで |      |       |        |
| 事業の対象となる区域   |                       |   |       |                      |      |       |        |
| 地域における医療課題   |                       |   |       |                      |      |       |        |
|  |                       | (県保健医療計画における該当箇所: )   |       |                      |      |       |        |
|  |                       | (県地域医療構想における該当箇所: )   |       |                      |      |       |        |
| 事業の目標  |                       |   |       |                      |      |       |        |
| アウトカム指標  |                       | 【項目名】   |       | 【現状値】                |      | 【目標値】 |        |
|  |                       | (指標の出典:   |       |                      |      | )     |        |
| 事業内容   | 【概要】                  |   |       |                      |      |       |        |
|  | 【具体的な事業内容】            | ( 施設 ・ 設備 ・ ソフト ) ※該当するものに○   |       |                      |      |       |        |
| アウトプット指標   |                       |   |       |                      |      |       |        |
| アウトカム指標とアウトプット指標の関係  |                       |   |       |                      |      |       |        |
| 他の財源の有無  |                       |   |       |                      |      |       |        |
| 事業費内訳  | 事業費                   | 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度                | 総事業費 |       |        |
|  |                       | 千円  | 千円    | 千円                   | 0 千円 |       |        |
|  | 基金                    | 千円  | 千円    | 千円                   | 0 千円 |       |        |
|  | 事業者                   | 千円  | 千円    | 千円                   | 0 千円 |       |        |
|  |                       | 千円  | 千円    | 千円                   | 0 千円 |       |        |
| 年度別積算内訳  | ※ 想定される事業者数・単価等をもとに積算 |   |       |                      |      |       | 【優先順位】 |
|  | (例)                   |   |       |                      |      |       | 【補助率】  |
|  | ・人件費 千円               |   |       |                      |      |       |        |
|  | ・旅費 千円                |   |       |                      |      |       |        |
|  | ・備品購入費 千円             |   |       |                      |      |       |        |
|  | ・通信運搬費 千円             |   |       |                      |      |       |        |
|  | ・印刷製本費 千円             |   |       |                      |      |       |        |
| ・使用料・賃借料 千円  |                       |   |       |                      |      |       |        |

## 令和 2 年度医療介護総合確保基金（医療分）調査票 記入要領

- 「団体名」, 「担当部署名」, 「担当者名」, 「電話」欄には, 当該調査票作成者の情報を記入してください。
- 「事業名」欄には, 事業内容を的確かつ簡潔に表す名称を記入してください。
- 「事業区分」欄について, 「区分 1」欄は以下のうち該当する事業の番号に○を付してください。
  - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 3 医療従事者の確保に関する事業
 また, 「区分 2」欄については, 別紙 3「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」から該当する標準事業例を選択の上, その番号(1～54)及び標準事業例の名称を記入してください。
- 「事業主体」欄には, 本事業を実施する団体名を記入してください。
- 「事業主体の立場」欄については, 事業主体が国及び地方公共団体の場合は「公立」を, そのほかの医療法第31条に規定する公的医療機関の場合は「公的」を, それ以外の団体は「民間」を選択してください。

## 【参考】

「医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」

(昭和26年厚生省告示第167号)

医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を次のように定める。

- 一 地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合
- 二 国民健康保険法第八十三条に規定する国民健康保険団体連合会
- 三 日本赤十字社
- 四 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 五 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- 六 全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人
- 七 社会福祉法人北海道社会事業協会

- 「補助, 委託」欄については, 該当する事業の実施方法を選択してください。
- 「事業期間」欄については, 原則として令和 2 年度中の期間を記入してください。  
複数年度にわたって事業を実施する場合には, 原則として 3 年度内（令和 5 年 3 月 31 日まで）に完了するものが対象となります。  
なお, 毎年度恒常的に実施する事業は, 単年度の事業として記入してください。
- 「事業の対象となる区域」欄については, 事業効果が及ぶ地理的範囲であり, 原則として県地域医療構想の構想区域を想定していますが, 効果が及ぶ範囲が県全域や市町村等の場合はその旨記入してください。

- 「地域における医療課題」欄には、本事業により解決を図ろうとしている地域における医療課題を記入するとともに、県保健医療計画及び県地域医療構想において当該医療課題について記載している箇所をわかる範囲で記入してください。  
 県保健医療計画及び県地域医療構想については、県ホームページの以下URLにおいて公表しています。
  - ・ 県保健医療計画  
 「ホーム」－「健康・福祉」－「健康・医療」－「保健福祉行政の概要」－「鹿児島県保健医療計画(平成30年3月)」(URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryoku/iryokeikaku/keikaku30-3.html>)
  - ・ 県地域医療構想  
 「ホーム」－「健康・福祉」－「健康・医療」－「保健福祉行政の概要」－「鹿児島県地域医療構想(平成28年11月)」(URL : <http://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryoku/gaiyo/chiikiiryokoso2016.html>)
- 「事業の目標」欄については、事業の実施により達成しようとしている事項について記入してください。
- 「アウトカム指標」欄は、事業を実施することで最終的に目指す効果（患者と地域への効果、県保健医療計画の数値目標等）を定量的な指標で記入してください。  
 また、当該項目の現状値と目標値（ともに時点も記載）も併せて記入するとともに、指標の出典（県保健医療計画、〇〇統計等）がある場合はその出典も記入してください。
- 「事業内容」欄には、実施する事業の概要を分かりやすく記入するとともに、具体的に実施する項目（例えば、会議を開催する場合は構成員数及び開催回数、物品を購入する場合は物品名及び個数、人を雇用する場合は人数等）を箇条書きで記入してください。  
 また、事業内容に則して、「施設、設備、ソフト」のうちから該当する項目に○を付けてください。
- 「アウトプット指標」欄は、事業を実施することで直接的に得られる成果（機器整備箇所数、研修会の開催回数(参加者数)、相談件数等）を定量的な指標で記入してください。
- 「アウトカム指標とアウトプット指標の関係」欄は、アウトプット指標がアウトカム指標にどのような形で影響し、関係するかを記載してください。
- 「他の財源の有無」欄には、基金以外に本事業の財源がある場合にはその名称及び額を記入してください。  
 なお、他の財源がない場合には「なし」と記入してください。
- 年度別積算内訳については、算出方法に係る根拠資料や考え方を記載した説明資料を別途添付してください。
- 同一団体で複数の事業をご提案される場合には優先順位を記入してください。
- 補助率は原則として1/2となります。
- 必要に応じて図面等を添付してください。
- 金額は千円単位で記入してください。

## 令和 2 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る取組方針

## 1 概要

地域医療介護総合確保基金（医療分）は、地域医療構想を推進するための事業に充当するものである。

地域医療構想を平成28年11月に策定したところであり、策定後は構想区域ごとに設置する「地域医療構想調整会議」において、医療機関相互の協議による取組を進めるとともに、医療・介護をはじめとする各関係機関の連携を図る必要があることから、それらの取組について基金の活用等により支援することとなる。

具体的には、「2 事業別の取組方針等」に合致する事業及び従来国庫補助の対象であった事業で本基金に移行した事業に取り組む。

## 2 事業別の取組方針等

本県は地域医療構想を平成28年11月に策定したところであり、今後は地域医療構想を推進するための事業をより充実していく必要がある。

一方で、全国の基金要望額合計は国の予算額を超えており、本県においても要望額のとおり配分がされない厳しい状況である。

については、新規事業及び既存事業の在り方について、厚生労働省が示した標準事業例に基づき十分に検討するとともに、適正な事業費の積算を図ること。

事業別の取組方針については次のとおりとする。

## (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

2025年の医療需要に対応する医療提供体制を構築するため、病床の機能分化・連携を推進する必要があることから、現時点において不足が見込まれる病床機能への転換を促す事業に取り組む。

## (2) 居宅等における医療の提供に関する事業

高齢者等の生活機能を維持・向上させるため、入院から在宅への移行を含め、患者の状態に応じた包括的かつ継続的なサービスが提供できるよう医療と介護の円滑な連携に取り組む。

① 患者が安心して入院先から在宅に移行できるよう、地域における医療と介護の連携を促進する事業

② 在宅療養者の疾患、重症度に応じた医療を提供できる体制を整備する事業

## (3) 医療従事者の確保に関する事業

患者のニーズに応じた適切な医療提供に必要な医師・看護師等をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上が図られ、県民が安心して質の高い医療を受けられる地域社会の形成に取り組む。

① 地域において住民が安心して受療できる体制を整備するため、不足する医療従事者の確保を図る事業

② 医療従事者の勤務環境を改善することにより、その定着を図るとともに、患者に対する質の高い医療サービスを確保する事業

③ 住民の適切な受療行動を促すことにより、希少な医療資源が有効に活用されるための事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

| 事業区分                       | 標準事業例   | 事業の概要   |
|----------------------------|---|---|
| I 病床の機能分化・連携のために必要な事業      | 1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備   | 病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。   |
|                            | 2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備 | 精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。  |
|                            | 3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備   | がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。  |
|                            | 4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進  | 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の入院時支援を行う部署（地域医療連携室等）等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。   |
|                            | 5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備  | 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。  |
|                            | 6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備  | 院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増設・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。   |
| II 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業 | 7 在宅医療の実施に係る拠点の整備   | 市町村及び地域の医師会が主体となり、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点の整備を行う。  |
|                            | 8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援  | 在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費（調整等を行うための人員雇用分等）や会議費などに対する支援を行う。   |
|                            | 9 在宅医療推進協議会の設置・運営   | 県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するための訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設け、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、謝礼金等に対する支援を行う。  |
|                            | 10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施   | 在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師（市町村主管部門、保健所等）に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。                                       |
|                            | 11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発  | かかりつけ医の普及・定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。   |
|                            | 12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施   | 訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や入卒交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。   |
|                            | 13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築                                      | 認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ（認知症ケアバス）等の検討を支援する。   |
|                            | 14 認知症疾患医療センター診療所型における個別診断の実施   | 認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の個別診断につなげるための経費に対する支援を行う。   |
|                            | 15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等  | 精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。   |
|                            | 16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備   | 在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。  |
|                            | 17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進  | 現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。 |
|                            | 18 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施  | 在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。  |
|                            | 19 在宅歯科医療を実施するための設備整備   | 在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。  |
|                            | 20 在宅歯科患者搬送車の設備整備   | 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関（在宅療養支援診療所等）でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。   |
|                            | 21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援  | 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。   |
|                            | 22 訪問薬剤管理指導を行うとする薬局への研修や実施している薬局の周知   | これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。  |
|                            | 23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備  | 在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。  |
|                            | 24 終末期医療に必要な医療用医薬品の円滑供給の支援  | 人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑に行えるようにするため、地域で使用する医療用医薬品について、地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。   |

| 事業区分                 | 標準事業例                            | 事業の概要  |   |  |  |
|----------------------|----------------------------------|--|---|--|--|
| Ⅲ 医療従事者等の確保・養成のための事業 | (1) 医師の地域偏在等                     | 25 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職文紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)  | 地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。  |  |  |
|                      |                                  | 26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築  | 医療資源の重点的かつ効率的な配置を図るもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における協議を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。   |  |  |
|                      |                                  | 27 地域医療対策協議会における調整経費   | 地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の実施へつなげるための調整を行う。  |  |  |
|                      |                                  | (2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業等  | 28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援   | 産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。                        |  |
|                      |                                  |  | 29 小児専門医等の確保のための研修の実施   | 医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。   |  |
|                      |                                  |  | 30 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施   | 地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。  |  |
|                      |                                  |  | 31 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施   | 医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。  |  |
|                      |                                  |  | (3) 女性医療従事者   | 32 女性医師等の離職防止や再就業の促進   | 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための交付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。   |
|                      |                                  |  |   | 33 産科医師、産科衛生士、産科技士の確保対策の推進   | 産科医師、産科衛生士、産科技士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性産科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。また、今後、産科衛生士、産科技士を目指す学生への就学支援を行う。 |
|                      |                                  |  |   | 34 女性薬剤師等の復職支援   | 病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。   |
|                      | (4) 看護職員等の確保のための事業等              |  |   | 35 新人看護職員等の質の向上を図るための研修の実施   | 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。  |
|                      |                                  |  |   | 36 看護職員等の資質の向上を図るための研修の実施  | 看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。  |
|                      |                                  |  |   | 37 看護職員等の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施   | 看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。  |
|                      |                                  | 38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進  |   | 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。  |  |
|                      |                                  | 39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備  |   | 看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。   |  |
|                      |                                  | 40 看護職員が都道府県内に定着するための支援  |   | 地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護就職率等に応じた財政支援を行う。   |  |
|                      |                                  | 41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進  |   | 地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等有識職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。 |  |
|                      |                                  | 42 看護師等養成所の施設・設備整備   | 看護師等養成所の新築・増築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修繕年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。  |  |  |
|                      |                                  | 43 看護職員定着促進のための宿舎整備  | 看護職員宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。  |  |  |
|                      |                                  | 44 看護職員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備  | 教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。  |  |  |
|                      | 45 看護職員の仕事環境改善のための体制整備           | 長時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。   |   |  |  |
|                      | 46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備           | 病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な職場づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。                                    |   |  |  |
|                      | 47 産科衛生士・産科技士養成所の施設・設備整備         | 産科衛生士、産科技士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。   |   |  |  |
|                      | 48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援 | 地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。 |   |  |  |
|                      | (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業等          | 49 勤務環境改善支援センターの運営   | 医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。            |  |  |
|                      |                                  | 50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)   | 計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。 |  |  |
|                      |                                  | 51 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援   | 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。  |  |  |
|                      |                                  | 52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備   | 小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。   |  |  |
|                      |                                  | 53 電話による小児患者の相談体制の整備   | 地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようことを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。                                    |  |  |
|                      |                                  | 54 後方支援機関への搬送体制の整備   | 救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。   |  |  |

令和元年度 地域医療介護総合確保基金(医療分) 充当事業一覧(予定)

| No                         | 事業名等                       | 内 容   | 事業所管課      |
|----------------------------|----------------------------|---|------------|
| <b>I 病床の機能分化・連携に関する事業</b>  |                            |   |            |
| 1                          | 医療・介護ネットワーク整備事業            | 急性期から在宅医療・介護までの機能分化・連携の推進や、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の連携を図るためICTを活用した情報共有基盤整備を促進する。   | 医療政策係      |
| 2                          | がん診療施設設備整備事業               | 良質かつ適切ながん医療等を効率的に提供する体制の確保を図るため、がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院等である医療機関において、がんの診断、治療に必要な設備の整備に要する経費を助成する。   | 健康増進課      |
| 3                          | 患者口腔管理推進事業                 | 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等となっている県立病院において、歯科衛生士の派遣を受け、がん患者等に対する口腔ケア等を実施することにより、患者の口腔機能の維持・改善や全身状態の向上、誤嚥性肺炎の予防等を図る。   | 県立病院課      |
| 4                          | 病床の機能分化・連携支援事業             | 医療機関が行う病床の機能分化・連携を促進するための施設・設備の整備に要する経費を助成する。   | 医療政策係      |
| 5                          | 地域医療構想推進事業                 | 地域医療構想の進め方について、各構想区域における地域医療構想調整会議の参加者や議長、事務局を含む関係者間の認識を共有する観点から、研修会等を開催する。   | 医療政策係      |
| <b>II 在宅医療の推進に関する事業</b>    |                            |   |            |
| 6                          | 在宅歯科医療連携拠点・障害者歯科診療所等施設整備事業 | 在宅歯科医療の提供体制を充実させるため、鹿児島県歯科医師会が設置する口腔保健センターの施設整備に対して補助する。  | 医務係        |
| 7                          | 在宅医療・介護連携推進支援事業            | 地域包括ケアシステム構築に係る医療介護連携の推進を図るため、在宅医療・介護連携に関する協議会を開催するとともに、患者が病院と自宅等との間で円滑に入退院できるよう、地域における市町村や医療・介護関係者による入退院調整に係るルール策定を支援する。   | 高齢者生き生き推進課 |
| 8                          | 医療・ケア意思決定プロセス支援事業          | 人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」普及のため、国がモデル事業として実施している「人生の最終段階における医療体制整備事業(神戸大学委託)意思決定支援教育プログラム(E-FIELD)」指導者研修の受講者が講師となり、医療・介護関係者等を対象とした多職種参加型の研修会や、市町村が実施する研修、事例検討会、情報交換会、普及啓発等の支援を行う。 | 高齢者生き生き推進課 |
| 9                          | 小児在宅医療環境向上事業               | 在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族が、安心して療養できる地域の支援体制づくりを推進するための研修会を推進するとともに、医療的ケア等を必要とする家族や支援者等に対して、在宅療養に必要な情報を提供する。  | こども家庭課     |
| 10                         | 看護師特定行為研修受講支援事業            | 医療依存度の高い高齢者等の在宅生活を支えるために、高度で専門的な知識と技術を持つ特定行為研修を終了した看護師の養成を支援するため、訪問看護事業所等に対し、特定行為研修を受講する看護師の修学に要する経費を助成する。  | 医療人材確保対策室  |
| 11                         | かかりつけ医普及啓発事業               | 在宅医療を推進するため、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担う「かかりつけ医」の普及啓発を図るとともに、認定制度を運営する。   | 医療政策係      |
| 12                         | 在宅歯科医療連携室機能強化事業            | 在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会内に在宅歯科医療連携室を設置し、医師会や医療関係機関との連携体制の構築、在宅歯科医療等に関する相談・支援等や訪問歯科衛生士の人材育成等を行う。   | 健康増進課      |
| 13                         | 精神科救急医療地域支援体制強化事業          | 精神科救急医療体制の充実を図るため、処遇困難患者の対応や平日夜間等の診療を行う「精神科救急地域拠点病院」を指定し、精神科救急医療体制の充実を図る。   | 障害福祉課      |
| 14                         | 離島歯科医療等体制充実事業              | 歯科診療所のない離島について、継続的な治療を要する義歯の製作・調整、重度の虫歯、歯周病の治療等に対応するため、従来の「離島歯科巡回診療事業」に診療回数を追加することにより、住民の歯科医療を確保する。   | 医務係        |
| <b>III 医療従事者の確保に関する事業①</b> |                            |   |            |
| 15                         | 地域医療支援センター設置事業             | 鹿児島大学病院に設置した地域医療支援センターにおいて、医師派遣の要請に係る調整や医師のキャリアパス形成支援等を行う。  | 医療人材確保対策室  |
| 16                         | 緊急医師確保対策事業                 | 医師修学資金貸与制度の実施、地域枠修学生に対する離島・へき地医療実習の実施、「ドクターバンクがこしま」による医師の積極的な募集活動及び医療機関への斡旋等の実施等。   | 医療人材確保対策室  |
| 17                         | 産科医療体制確保支援事業               | 産科医療体制の確保が困難な地域において、市町村が新たに産科医師等を確保するための取組に要する経費を助成する。  | こども家庭課     |
| 18                         | 医師勤務環境改善等事業                | 勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減を図るとともに、特に業務負担の多い勤務医等に対する支援を実施し、医師の離職防止を図る。  | 医務係        |
| 19                         | 歯科衛生士確保対策事業                | 歯科衛生士の人材確保を図るため、現在離職中の歯科衛生士に対し、再教育を目的とした講習・実習等を実施する。  | 医務係        |
| 20                         | 新人看護職員卒後教育研修補助事業           | 新人看護職員卒後臨床研修の実施体制を確保するため、医療機関に対して、教育担当者の配置等に必要経費を助成する。  | 医療人材確保対策室  |
| 21                         | 看護師等卒後教育研修事業               | 看護職員の資質向上を図るため、医療機関等の新人看護職員、実習指導者や看護師養成所の教員等を対象に各種研修会等を開催する。  | 医療人材確保対策室  |
| 22                         | 看護職員確保対策推進事業               | 看護職員確保対策として取り組んでいる県や関係機関の事業について、評価及び課題解決の方策の検討及び新人看護職員の卒後臨床研修における実施体制を確保するための検討を行う。   | 医療人材確保対策室  |

| No | 事業名等                   | 内 容   | 事業所管課     |
|----|------------------------|---|-----------|
| 23 | 看護師等養成所運営費補助事業         | 看護師等養成所における教育内容の充実・向上を図るため、学校法人等が設置する養成所の運営費等を助成する。   | 医療人材確保対策室 |
| 24 | ナースセンター事業              | 医療機関における看護職員確保や看護職員の復職・定着を促進するため、未就業看護職員に対する再就職相談や講義、実習等を行い、また、看護師が不足している地域において、ナースセンターとハローワークが連携して就業相談を実施する。 | 医療人材確保対策室 |
| 25 | 歯科衛生士・歯科技工士養成所施設整備事業   | 歯科医療技術の高度化に対応する質の高い歯科衛生士及び歯科技工士を養成するため、歯科衛生士・歯科技工士の養成施設である鹿児島歯科学院専門学校の施設整備に対して補助する。                           | 医務係       |
| 26 | 医療勤務環境改善支援センター運営事業     | 医療機関が勤務環境改善に取り組む当たり、労務管理面・医業経営面から専門家による指導・助言を行う医療勤務環境改善支援センターを運営する。   | 医務係       |
| 27 | 病院内保育所運営費補助事業          | 看護職員等の医療従事者の離職防止を図るため、病院内保育所の運営に要する経費を助成する。   | 医療人材確保対策室 |
| 28 | 小児救急医療拠点病院運営費補助事業      | 休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児重症傷病急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営に要する経費を助成する。  | こども家庭課    |
| 29 | 小児救急電話相談事業             | 県内全域を対象とした電話相談事業を委託により実施し、同一の短縮番号に電話をした小児患者の保護者等に対し、看護師等が症状に応じた適切な助言を行う。                                      | こども家庭課    |
| 30 | かごしま救急医療遠隔画像診断センター運営事業 | 救急医療体制の充実・強化を図るため、医療機関からの依頼に基づき、24時間CT画像等の遠隔診断を行う「かごしま救急医療遠隔画像診断センター」の運営に要する経費を助成する。                          | 医療政策係     |

平成30年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業) について

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(鹿児島県内に存する医療機関に限る。)が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

| 補助金の交付対象となる経費                     | 基準額                             | 補助金額                        |
|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費      | 1 施設整備                          | 次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 |
| 1 施設整備<br>新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 | (1) 新築又は増改築<br>1床当たり<br>4,378千円 | 1 基準額                       |
| 2 設備整備<br>医療機器等の備品購入費             | (2) 改修<br>1床当たり<br>3,214千円      | 2 対象経費の実支出額                 |
|                                   | 2 設備整備<br>1施設当たり<br>10,800千円    | 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額    |

(2) 集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備(鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。)を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

| 補助金の交付対象となる経費                                  | 基準額                             | 補助金額                        |
|--|---------------------------------|-----------------------------|
| 集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費 | 1 施設整備                          | 次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 |
| 1 施設整備<br>新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費              | (1) 新築又は増改築<br>1床当たり<br>4,378千円 | 1 基準額                       |
| 2 設備整備<br>医療機器等の備品購入費                          | (2) 改修<br>1床当たり<br>3,214千円      | 2 対象経費の実支出額                 |
|  | 2 設備整備<br>60,000千円              | 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額    |

### 3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
  - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けずに、地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
  - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けずに、整備した病床の特定入院料の算定を変更してはならないこと。

### 4 事業計画概要等の提出について

- (1) 提出書類
  - ① 平成30年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要
  - ② 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
  - ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
  - ④ 連絡先票

※①④は電子データ(エクセル形式)は、鹿児島県ホームページ内で入手可能です。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/kikan/imu/h30byosyokinou-bunkarenkeishien.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 平成30年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)について

- (2) 提出期限  
平成30年8月6日(月)
- (3) 提出先  
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係  
所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp  
※郵送又は電子メールにて提出

## 5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。
- (3) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。  
また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

## 6 今後のスケジュール（予定）【平成30年度】

- (1) 【8月6日（月）まで】平成30年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）
- (2) 【8月下旬～10月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取
- (3) 【11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示
- (4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※ 内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

### 【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担 当：中迫

電 話：099-286-2738      F A X：099-286-5928

メー ル：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp